

給与関係閣僚会議議事要旨

開催日時：平成28年8月15日（月） 9：45～9：51

開催場所：総理大臣官邸3階南会議室

出席者：菅 義偉 内閣官房長官
山本 幸三 国家公務員制度担当大臣
麻生 太郎 財務大臣
高市 早苗 総務大臣
塩崎 恭久 厚生労働大臣
石原 伸晃 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
萩生田 光一 内閣官房副長官
野上 浩太郎 内閣官房副長官
杉田 和博 内閣官房副長官
横畠 裕介 内閣法制局長官

説明者：三輪 和夫 内閣官房内閣人事局人事政策統括官

議事内容：

○菅官房長官：ただ今から給与関係閣僚会議を開催します。去る8月8日に、人事院から職員の給与改定に関する勧告が行われましたので、これを踏まえて、国家公務員の給与の取扱いを協議するためにお集まりを願った次第であります。

まず、給与改定に関する人事院勧告の概要について内閣官房内閣人事局から説明させます。

○三輪内閣人事局人事政策統括官：内閣人事局人事政策統括官の三輪でございます。

本年は、月例給及びボーナスともに国家公務員の水準が民間の水準を下回っており、月例給は0.17%、ボーナスは0.1月分を、いずれも引き上げることとしております。

給与水準の改定のうち、月例給につきましては俸給表の改定として平均0.2%の引上げ及び本府省業務調整手当の改定を行うこととし、ボーナスにつきましては現行の4.20月分を4.30月分に年間0.1月分引き上げるといった内容となっております。

また、政府から検討を要請しておりました配偶者に係る扶養手当の見直しや、専門スタッフ職俸給表4級の新設につきましても勧告をいただいております。

以上が、本年の人事院勧告・報告の概要でございます。

○菅官房長官：次に、国家公務員の給与の取扱いについて皆様の御発言を求めます。

始めに、給与担当大臣であります国家公務員制度担当大臣から御発言願います。

○山本国家公務員制度担当大臣：今回の給与勧告は、民間の賃金の上昇を反映し、月例給・ボーナスとも引上げ勧告となりました。

また、政府から人事院に対し検討を要請していた配偶者手当の見直しや、新たな専門スタ

ップ職に対応する給与についても勧告されております。

政府としては、労働基本権制約の代償措置の根幹を成す人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立って、国政全般の観点から給与関係閣僚会議において検討を進め、早急に結論を出す必要があると考えます。

○菅官房長官：次に、財務大臣から御発言願います。

○麻生財務大臣：今回の人事院勧告を実施した場合における給与改定の所要額は、一般会計で約530億円、特別会計で約20億円となり、重複分を差し引いた純計は、約550億円となります。一方で、現在の財政は極めて厳しい状況にあり、国・地方の公務員人件費について、給与制度の総合的見直し等を着実に進めることにより、総額の増額の抑制に努めなければなりません。

今般の勧告は、経済の好循環の継続に向けて、政労使が一致協力して取り組んだ成果である民間賃金の上昇等を反映したものであります。財政当局としても、これを尊重するという基本姿勢には変わりありませんが、人件費の増加要因となるものであり、その取扱いについては、慎重に検討を行っていく必要があると考えております。

○菅官房長官：次に、総務大臣から御発言願います。

○高市総務大臣：地方公務員の給与につきましては、国家公務員の給与を基本として決定すべきものであり、本年度の地方公務員の給与改定については、このような考え方に立って対処する必要があると考えております。

また、地方公務員の人件費につきましては、引き続き、給与制度の総合的見直しを進めるとともに、地方公共団体における適正な定員管理や給与の適正化を推進してまいりたいと考えております。

○菅官房長官：次に、厚生労働大臣から御発言願います。

○塩崎厚生労働大臣：本年の人事院勧告については、現下の経済・雇用情勢を踏まえ、様々な角度から真剣かつ慎重な検討が加えられ、出されたものであると認識をしております。私としては、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を維持・尊重する立場に立って、勧告どおり実施すべきであると考えます。

○菅官房長官：次に、経済財政政策担当大臣から御発言願います。

○石原経済財政政策担当大臣：有効求人倍率は24年ぶりの高水準となり、春闘の賃上げは、3年連続して、今世紀に入って最も高い2%水準となるなど、雇用・所得環境の改善が続いています。

政府としても、国家公務員の給与を社会一般の情勢に適応させるという人事院勧告の趣旨を踏まえつつ、こうした経済の好循環を更に拡大させていかなければなりません。また、財政健全化にも着実に取り組む必要があり、「経済再生なくして財政再建なし」との方針のもと、経済と財政双方の一体的な再生を図ってまいります。

こうした観点を踏まえ、人事院勧告制度の尊重という基本的立場に立ち、勧告の実施について検討していくことが必要であると考えます。

○菅官房長官：他に御意見のある方は御発言願います。よろしいでしょうか。

それでは、国家公務員の給与の取扱いにつきましては、本日、関係閣僚の皆様から御意見を頂いたところでありますが、諸般の事情を踏まえて更に検討を進めて頂き、今後、適切な時期に改めて閣僚会議にお諮りしたいと思います。

以 上